

「東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の電報サービス契約約款及び料金の変更の認可」に対して寄せられた意見及びその意見に対する考え方

平成 2 9 年 1 1 月 2 4 日
情報通信行政・郵政行政審議会

意見	考え方
<p>本改正にさほど反対ではない。</p> <p>電報は概ねファクシミリ及びレタックス(また、電話回線の使用を行わないものを許すのであれば電子メールも含む)によって代替可能と思われるので、サービス縮小による問題はあまり無いのではないかと思われたからである。</p> <p>なお、電報は、現在、主に祝電などのために儀式的に利用されているものと察されるが、祝電はレタックスでも行えるのであるから(ただ、専らそのための軽くない名称のサービスの展開は、日本郵便株式会社の営業努力によってなされると望ましいと考える。)、一般利用者に向けたサービスとしては廃止も行って良いのではないかと考える。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	<p>○ 電報の夜間受付等の縮小は、多くの場面で代替的手段も多くなっていることからやむを得ないものと考えられるが、他の伝達手段のない相手方への最低限確保すべき情報伝達手段としての電報の役割の意義に鑑みて、インターネット接続による夜間受付への誘導を円滑に行う等により、その役割が十分に果たされるように、総務省より東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社に対して求めることを要望する。</p>